平成２５年（フ）第１２３３号
さいたま市西区大字指扇2668番地　パレスコーポ302号室、前住所さいたま市西区三橋６丁目1238番地１
債務者　熊谷　伸悟
１　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４３６号
埼玉県越谷市南越谷４丁目18番地２
債務者　山田　初代
１　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２５０号
千葉県富里市七栄815番地１　ヴァンベールⅦ―202
債務者　三浦　知明
１　決定年月日時　平成25年11月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２５７号
千葉県八街市文違301番地3267　ファミールＡ棟101号室
債務者　大熊　　弘
１　決定年月日時　平成25年11月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２６０号
千葉県白井市根43番地の10
債務者　鈴木　裕之
１　決定年月日時　平成25年11月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２６５号
千葉県白井市西白井４丁目11番地13
債務者　鎌田　千鶴
１　決定年月日時　平成25年11月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１６５号
新潟県小千谷市上ノ山２丁目１番11号　天理教越谷分教会内、前住所新潟県上越市稲田１丁目２番８号
債務者　嶋田　信子
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１５２号
釧路市春採４丁目16番114号　はまなす１号
債務者　松井　　瞳
１　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１８０号
釧路市芦野３丁目34番522号
債務者　村上江利香
１　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１１７６１号
神奈川県海老名市柏ケ谷618
債務者　森　　隆彦
１　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１７６２号
神奈川県川崎市川崎区池田１丁目４―16―101
債務者　白井　澄代
１　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１７６３号
東京都板橋区東山町36―７―202
債務者　内藤　克仁
１　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１７６４号
東京都立川市上砂町３丁目26―３　テラスハウスつくし３号
債務者　佐々井かづ子（旧姓神永）
１　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１７６５号
東京都豊島区池袋２丁目66―11　宇木ビル２Ｆ
債務者　吉田　充宏
１　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１７６６号
神奈川県横浜市青葉区美しが丘２丁目40―32
債務者　熊野　裕之
１　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１７６７号
神奈川県横浜市青葉区美しが丘２丁目40―32
債務者　熊野　智子（旧姓高橋）
１　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部